

江東区リバーハウス東砂 短期入所事業の利用案内

介護者の緊急又は一時的な理由によって、介護を要する障害者が家庭における介護を受けることが困難になった時や介護者の休養（レスパイト）の時に、一時的に施設に入所し生活支援を提供するサービスです。また、自立生活に向けた体験を重ねることもできます。

1. 対象者

6歳（未就学児を除く）以上65歳未満で、区内に居住し、「障害福祉サービス受給者証（短期入所の支給決定のあるもの）」をお持ちの方。

現在、「短期入所」の支給を受けていない方は、障害者施策課にご相談ください。

ただし、①介護保険サービス利用者 ②感染症疾患を有する方 ③医療機関等の専門的な治療やケアを必要とする方の利用はできません。

2. 利用方法

（1）利用予約

リバーハウス東砂へ電話等により利用予約をします。

利用開始日の属する3か月前の1日～7日まで受付をし、15日までに調整のうえ、利用者を決定します。受付時間は、平日の9時から17時までです。

（例 7月のご利用を希望する場合、4月1日～7日まで受付）

それ以降は、部屋が空いていれば前日の正午まで随時受け付けます。

（2）利用申請

利用予約ができた方は、「江東区短期入所利用申請書」と「障害福祉サービス受給者証」をご提出ください。

（3）利用契約

利用にあたり、契約の手続きが必要になります。リバーハウス東砂と利用契約がお済でない方は、利用契約をしてください。

※初めて利用される方、前回の利用から一定の期間空いている方は、面談が必要となります。その際は、日程調整の上面談を行います。

3. 利用定員

3名

4. 利用日数

1年度につき21日（1回あたり7日まで）

5. 利用者負担

① 障害福祉サービス利用負担金

障害者総合支援法に基づき、受給者証の障害支援区分やご本人様の収入によって利用者負担上限額が決まっています。他のサービスの利用負担を含めて、月額上限内で負担額が決まります。

② 光熱水費 1日あたり100円（7月、8月、11月～3月は140円）

③ 食費 朝食350円、昼食400円、夕食550円

④ 日用品費 実費負担額

※リバーハウス東砂にお支払いください。

6. 注意事項

(1) 利用者の送迎は、ご家族の方をお願いします。リバーハウス東砂では送迎は行っておりません。施設や学校の送迎バスから直行する場合は、リバーハウス東砂にその旨を伝えておいてください。

(2) 利用の際は、着替え、洗面用具、服用薬、お薬手帳、保険証のコピー等をお持ちください。

(3) 薬を持参する場合、服薬、処方内容等の説明書類を提出してください。また、抗てんかん座薬や頓服薬等を持参する場合は、医師の指示書（有効期間約半年間）を提出してください。

(4) 利用日の前日までに、必ず施設職員に電話等でご本人の障害状況や最近の様子等について、お話をしておいてください。

(5) 利用をキャンセルする場合は、早めに連絡をお願いします。

問合せ先 リバーハウス東砂

〒136-0074 江東区東砂3-30-6 東砂福祉プラザ4階

電話03-3646-6623 FAX03-3615-1377